

令和5年4月7日

青森県教育委員会第891回定例会

期 日 令和5年4月7日(金)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護
に関する規則を廃止する規則について …………… 1
- 報告第2号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験にお
ける改善事項について …………… 4

3 議 案

- 議案第1号 青森県公立中学校の休日の部活動の地域移行
推進計画について …………… 6

4 閉 会

報告第 1 号

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり定めたので、報告します。

1 概要

令和 5 年 4 月 1 日から個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が地方公共団体にも適用されることとなったため、同日付けで青森県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）が廃止されるとともに、新たに青森県個人情報の保護に関する条例（以下「新条例」という。）が施行された。

これに伴い、教育委員会を含む県の機関等における法及び新条例の施行のための規則として、青森県個人情報の保護に関する規則が定められたため、旧条例の施行のための規則である青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止したものの。

2 定めた規則

別紙のとおり

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則
青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県教育委員会規則第十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則【廃止前】

平成十一年五月十七日

青森県教育委員会規則第十四号

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二章の規定による青森県教育委員会が取り扱う個人情報の保護の手続については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）の例による。

附 則

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

報告第2号

青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

1 受験者を確保するための取組

(1) 改善の趣旨

本県の教員採用候補者選考試験は、近年、定年等の退職者の増加などによる採用者数の増加に加え、受験者の減少などにより、最終競争率は低下傾向となっている。特に、小学校においてその影響が大きく、令和4年度実施の教員採用試験では1.4倍となったところである。また、特別支援学校小学部においても小学校と同様に受験者が減少傾向となっている。

本県では、他都道府県等の現職者の受験を促進するため、令和2年度実施の教員採用試験から小学校を受験する他都道府県等の現職者を対象に専門教科試験の免除を実施するなど受験者確保に努めているが、特別支援学校小学部受験者には専門教科試験の免除を実施していない。

このような状況を踏まえ、他都道府県等の現職者に対する試験の免除について、改善を図るものである。

(2) 実施内容

① 特別支援学校小学部における他都道府県等現職者の第一次試験の免除

ア 専門教科試験の免除

特別支援学校小学部の受験者のうち、現に国立学校又は他都道府県等の公立特別支援学校において、正規の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭（任期付又は臨時的任用である者を除く。）として小学部で勤務する者であり、試験実施年度末現在で3年以上の小学部の経験（任期付又は臨時的任用を除く。）を有する者について、第一次試験の専門教科試験を免除するものである。

イ 特別支援教育に関する事項の免除

アにより専門教科試験が免除となる者のうち、特別支援学校教諭普通免許状を有する者について、第一次試験の特別支援教育に関する事項を免除するものである。

② 小学校及び特別支援学校小学部における他都道府県等現職者の実技試験の免除

第一次試験において専門教科試験が免除となった者は、第二次試験の実技試験を免除するものである。

(3) 実施年度

令和6年度（令和5年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

2 小学校の専門教科試験の試験時間の見直し

(1) 改善の趣旨

小学校の専門教科試験は、専門教科①（国語、社会、算数、理科の4教科で90分）と、専門教科②（生活、音楽、図工、家庭、体育、英語の6教科で75分）の計165分の試験を実施している。

令和4年12月19日の中央教育審議会答申では、令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方として、教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と安定的な確保等を示している。

本県においてもより優れた人材の確保が可能となる教員採用が行えるよう、知識再生型から思考力・判断力・表現力等を中心に問うような試験問題としていく必要がある。

このような状況を踏まえ、小学校の専門教科試験について、教員としての資質を適切に評価できるよう試験問題を精選し、試験時間を見直すものである。

(2) 実施内容

小学校の出題教科については、小学校教員には、前述の専門教科①及び②の10教科の指導力が求められることから、教科数は変更せず、試験時間を110分として実施するものである。

(3) 実施年度

令和6年度（令和5年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

議案第 1 号

青森県公立中学校の休日の部活動の地域移行推進計画について

スポーツ庁及び文化庁が令和 4 年 1 2 月に策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを踏まえ、青森県における休日の部活動の地域移行に関する計画を、別紙「青森県公立中学校の休日の部活動の地域移行推進計画」のとおり定める。

参 考 資 料

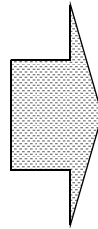
第 8 9 1 回定例会（令和 5 年 4 月）

- 報告第 2 号
青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について P 1
- 議案第 1 号
青森県公立中学校の休日の部活動の地域移行推進計画について P 2 ~P14

教員採用候補者選考試験の試験時間について（小学校）

従来の日程

9 : 5 5 }	特別支援教育に関する 事項（該当者のみ）
1 0 : 2 5	
1 0 : 2 5 }	休 憩
1 0 : 5 0	
1 0 : 5 0 }	一般・教職教養
1 1 : 5 0	
1 1 : 5 0 }	昼 食
1 2 : 4 0	
1 2 : 4 0 }	専門教科試験① （国語・社会・算数・ 理科）
1 4 : 1 0	
1 4 : 1 0 }	休 憩
1 4 : 3 0	
1 4 : 3 0 }	専門教科試験② （生活・音楽・図工・ 家庭・体育・英語）
1 5 : 4 5	



見直し後の日程

9 : 5 5 }	特別支援教育に関する 事項（該当者のみ）
1 0 : 2 5	
1 0 : 2 5 }	休 憩
1 0 : 5 0	
1 0 : 5 0 }	一般・教職教養
1 1 : 5 0	
1 1 : 5 0 }	昼 食
1 2 : 4 0	
1 2 : 4 0 }	専門教科試験 （国語・社会・算数・ 理科・生活・音楽・ 図工・家庭・体育・ 英語）
1 4 : 3 0	

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画の概要について

1 策定の趣旨

部活動は、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっています。一方、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあることから、スポーツ庁及び文化庁では、令和 4 年 1 2 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の維持が困難となる前に、新たに地域クラブ活動を整備する必要があることを示しました。

本県においても、更に少子化が進むことが見込まれていることから、スポーツ・文化芸術活動の機会を確保できるようにするためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、休日の部活動の地域移行を推進していくことが必要です。

これらのことから、職員、生徒、保護者及び地域の理解の下、全ての市町村が足並みを揃えて取り組んでいけるようにするため、「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」を策定するものです。

2 策定の経過

(1) 公立中学校の休日の部活動の地域移行推進会議について

①令和 4 年 1 2 月に設置

②令和 5 年 1 月～2 月にかけて 2 回開催

(2) パブリック・コメントの実施について

※詳細は参考資料 2 のとおり

3 青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画について

※資料のとおり

青森県公立中学校の休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果について

- | | | |
|----------|---|----|
| 1 | 意見募集期間
令和5年3月2日から3月31日まで | |
| 2 | 提出者（団体）数【総件数】
4名、1団体【12件】 | |
| 3 | 区分別件数
※提出された意見等は、以下の4区分に整理した。 | |
| | (1) 計画全般 | 0件 |
| | (2) 部活動の意義や課題、地域移行の必要性について | 2件 |
| | (3) 青森県における休日の部活動の地域移行に係る基本的な考え方や取組について | 6件 |
| | (4) その他 | 4件 |
| 4 | 反映状況（おおもり県民政策提案実施要綱） | |
| | (1) 文章修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。 | 2件 |
| | (2) 記述済み・・・既に記述済みであるもの。 | 0件 |
| | (3) 実施段階検討・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。 | 7件 |
| | (4) 反映困難・・・反映が困難なもの。 | 0件 |
| | (5) その他・・・質問や感想。施策の体系外への意見。 | 3件 |

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
部活動の意義や課題、地域移行の必要性について	1	<p>これまで学校で行われてきた部活動に代わって、新たな地域クラブ活動へ移行を進めることになった背景や必要性について、理解が得られるよう先に示す必要がある。</p>	文章修正等	御意見を踏まえ修正します。
	2	<p>本推進計画は、公立中学校の休日の部活動の地域移行に係るものであることから、<u>中学校の卒業生数の推移ではなく、中学校の生徒数の推移を示すべきである。</u></p>	文章修正等	御意見を踏まえ修正します。

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
その他	3	<p>部活動加入の強制について 青森県内では部活動への加入を強制している学校の方が多数派であると思うが、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインには下記の通り記載されている。青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進するにあたり、強制加入を改めるように明確に示す必要があると考えるが、このことについてどのように考えますか？</p> <p>I 学校部活動 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるように配慮する。</p>	その他	<p>御意見として承りました。 なお、県教育委員会が作成した運動部活動の指針及び文化部活動の指針（以下「部活動の指針」という。）において、部活動は任意加入である旨、記載しています。</p>
その他	4	<p>休日の顧問について 休日に部活動に携わること希望しない教員が部活動に携わる必要がない環境を構築することが部活動の地域移行の目的の一つであるが、現状は部活動に携わること希望するか、希望しないかを、教員から聞くこともなく、半強制的に、校長から教員に対して顧問をお願いしている状況である。この点について、特に記載がない。いつまでもどのようにして、休日に部活動に携わること希望しない教員が部活動に携わる必要がない環境を構築するのか明確に示す必要があると考えるが、このことについてどのように考えますか？</p>	その他	<p>御意見として承りました。 なお、部活動の指針において、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する旨、記載しております。</p>

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
その他	5	<p>生徒の大会等の参加機会の確保について 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインには、下記の通り記載されているが、青森県の域内の中体連では、団体種目については地域クラブの参加を認めないとしている。地域移行を推進するうえで重要なポイントと認識しているが、どのように考えますか？</p> <p>Ⅳ 大会等の在り方の見直し ア 1 生徒の大会等の参加機会の確保 ア 加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行う。例えば、既に日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しているところ、その参加資格の拡大を着実に実施する。あわせて、都道府県中学校体育連盟（以下「都道府県中体連」という。）及びその域内の中学校体育連盟（以下「域内の中体連」という。）等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、日本中体連は都道府県中体連に対し、都道府県中体連は域内の中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行う。</p> <p>イ 都道府県及び市区町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。</p> <p>ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在</p>	その他	<p>御意見として承りました。 なお、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインについては、県中学校体育連盟等の関係団体に情報提供し、中学校等の生徒を対象とする大会等の参加資格の見直しの検討をお願いしており、県中学校体育連盟の場合は、日本中学校体育連盟の参加規定の改定内容を確認した上で、見直しを進めていく予定であると聞いております。</p>

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	青森県における休日の部活動の地域移行に係る基本的な考え方や取組について	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
番号	6	<p>具体的な提案・要望 (1) J S P O 認証クラブ制度の有効活用 理由：部活動の地域側の受け皿側には、多様なニーズに応える多種目展開とガバナンス・コンプライアンスの遵守、生涯スポーツへの実施者意向の役割等を鑑みると、そのすべてに持続可能なJ S P O が開始しているクラブ認証制度は、一定のハードル・基準設定がされ、優遇されなければ、上記のような総合型クラブはこれ以上普及しにくい。よって、青森県としても、そのクラブ認証制度をクリアしている総合型クラブに対する優遇措置を施行し、そのインセンティブにより今後の新たな総合型クラブの新規設立・新規参入を先導する仕掛けが必要と考える。</p> <p>②具体的な施策： ア 認証総合型クラブに対する経済支援制度設立（大会遠征費補助、もしくは1人当たり単価の支援制度を設けてクラブに補助金支給など） イ 認証総合型クラブに対する公共施設（学校教育機関）含め使用時における使用料減免措置施行</p>	実施段階検討	<p>いただいた御意見については、市町村に情報提供し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、地域スポーツクラブ等への地域移行の受け皿となる運営団体・実施主体については、地方公共団体のほか総合型地域スポーツクラブ、競技団体、保護者会など様々な形態が考えられ、地域の実情等を踏まえ、必要な運営団体等の整備がなされていくものと考えております。</p>

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
<p>青森県における休日の部活動の地域移行に係る基本的な考え方や取組について</p>	<p>提出された意見</p> <p>(2) 地域の受け皿側の「指導者確保」のために地域社会への広報活動及び経済支援措置を施行及び指導者本人に対する身分保証等</p> <p>①理由：放課後の時間に地域の大人が解放される状態を作らなければ、結局学校教員が地域指導者の立場で出動させられる状態、もしくは地域指導者が不在のために子どもたちの活動機会が奪われるという本末転倒の事態が発生する。その状況を回避するためには、地域企業をはじめとした地域全体へ、部活動の地域移行の受け皿側となる組織に関わる従業員等の積極的解放が必要である。よって、企業等にその解放に伴う業務負担を補う形で経済的支援、もしくはは広告活動、つまり地域側の大人に<u>対するメリットを設計する必要がある。</u></p> <p>②具体的な施策： ア 部活動の地域移行に積極的に従業員等を関与させている企業のリストを県教員HPで積極的に広告として情報公開する。 イ 従業員等1人当たり派遣に伴う労務弁償的な経済支援 (例：月1万円)を実施する。 ウ 公務員等本人に対しては、職専免を適用することで放課後地域クラブ活動を支える勤務時間に対して職場で配慮いただけ る環境を作る。</p>	<p>実施段階検討</p>	<p>いただいた御意見については、市町村に情報提供し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
青森県における休日の部活動の地域移行に係る基本的な考	8	<p>(3) 来年度以降の地域クラブ等所属選手に対する大会等の遠征費等の補助が出来るよう規定・制度を構築</p> <p>①理由：部活動の地域移行による大きな経済環境変化を少なくするデザインが生徒保護者の視点で大切である。これまで学校に徴収されていた各徴収金を最小限にしなが、民間クラブ等での活動に生徒保護者が資本投下できる環境づくり、また、民間クラブやそのクラブを支える競技団体等から、これまで学校が支援してきた部活動に係る経費支出母体の移行を段階的に移行していく必要がある。</p> <p>②具体的な施策： ア 今現在学校に納めている部活動原資（P T A 会費、同窓会費、生徒会費等）を移行に伴い縮小していくように各学校へ通知し取り組ませる。 イ 各競技団体やクラブへ、大会遠征費等の経済支援を行っていくように通知し取り組ませる。 ウ 国の動きも踏まえながら、競技団体や民間クラブ（J S P O 認証クラブ等）へ経済支援を市町村教育委員会から行うように促す。 エ 地域クラブでの活動のため、放課後の移動について少しくも経済的負担が減るように、中学生世代の公共交通機関の移動費を常時無料とする。常時無料とする理由は、地域クラブ活動のみを対象とすると管理が難しいからである。なお、そういった市町村の取り組みを県から経済的支援が必要と考える。</p>	実施段階検討	<p>いただいた御意見については、市町村に情報提供し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方の

区分	番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
青森県における休日の部活動の地域移行に係る基本的な考え方や取組に	9	(4)その他諸々 ①望む教員が地域指導者をする際は、「営利企業等従事届」で対応（2020～2022に当法人代表が公立高校教員の立場で届受理の実証済み） ②指導手当等の制度設計について、これまでは基本部活動顧問は“業務”として労働対価的な意味合いが強かったが、地域指導者の立場は基本的に“望んで好きでやる”のだから、最低限の実費弁償分の交通費等手当の支給のみで問題ない前提で構わない。※これまでも各競技団体所属の立場で活動してきた方から社会通念として成り立ってきただけの感覚です。 ③各競技団体（スポーツ協会等含め）内に組織すること18チームを競技団体（スポーツ協会等含め）内に組織すること で、最低限の競技数確保等が出来る。まずはそういった既存の競技団体等に積極的に動いていく必要があると考える。	実施段階検討	いただいた御意見については、市町村等に情報提供し、今後の取組の参考にさせていただきます。
10	11			

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見等に対する県教育委員会の考え方

区分	番号	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
その他	12	<p>今回は、中学校の休日部活動ということですが、将来、地域に移行した結果を踏まえ御一考申し上げたいと思います。</p> <p>中学生、小学生が好きな活動を思いっきりできる環境を作ってあげたい。その為に、中学校、小学校の施設を最大限に活用、可能な活動は、中学生、小学生の垣根をなくし2~4校で拠点化することにより、より効果的より効果的な活動内容の充塞が図られると思います。</p> <p>小学生の活動は明らかに減っており、その原因は、指導者不足や管理運営の手際の悪さ等様々で、今、中学生と合わせて小学生も見直しをかける最後のチャンスと考えます。</p> <p>毎日、活動ができる環境を作り、休みは各個人の判断に任せ（各家庭の事情、習い事等）。</p> <p>現在うまく活動できている組織は継続できるように配慮する。</p> <p>卓球を例にとると、小学生の部活動が学校から地域のクラブ化になったところ、青森市の大会の参加者が、5年前の400人に対して今年100人まで減っています。クラブの予算については、卓球台、ネット、サポート、ボール、冬場の灯油代全てがクラブ（個人）の負担になっています。</p> <p>学校スポーツと比べて条件の悪化しない全ての子どもたちにチャンスを平等である環境を作ってあげたい。先日、岸田総理の会見で、「子育て支援」、「子供ファースト」、「世代間の助け合い」について述べられておりました。</p> <p>中学校、小学校の施設を使い、小・中学生の部活動の情報は、行政に一元化し、各競技団体は関連した情報管理を行う。このことにより、青森県らしい、よりよい組織を作っていくけたらと思います。</p>	実施段階検討	<p>いただいた御意見については、市町村に情報提供し、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）の修正内容とその理由

修正箇所	修正前	修正後
はじめに	(記述なし)	<p>はじめに 部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってまいりました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、運帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっております。</p> <p>しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなると考えられます。</p> <p>これらのことから、スポーツ庁及び文化庁では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があること、そして、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備については、まず、休日における地域の環境の整備を着実に進めること、また、平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられると示しました。</p> <p>部活動については、本県においても、少子化に伴って部活動数及び部活動に加入する生徒数の減少が進んでおり、今後も更に少子化が進むことが見込まれていることから、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保できるようにするためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、休日の部活動の地域移行を推進していくことが必要です。</p>

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）の修正内容とその理由

修正箇所	修正前	修正後
		<p>このため、「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解の下、本県公立中学校における休日の部活動の地域移行について全ての市町村が足並みを揃えて取り組んでいけるようにすることを目的に策定したものです。</p> <p>青森県教育委員会では、本計画に基づき、各市町村教育委員会との連携を図りながら様々な取組を進めて参りますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>令和5年4月 青森県教育委員会 教育長 和嶋 延寿</p>
修正理由	パブリック・コメントでの御意見を踏まえ、記載内容追加	

青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画（案）の修正内容とその理由

修正箇所	修正前	修正後
P4 3 青森県における部活動の状況 (1) 生徒数の推移 2	県内の中学校の生徒数（1～3学年）は、平成29年度から令和4年度まで約14.5%の減少となっており、本県においても少子化が進んでいる状況となっている。 また、県内の中学校卒業予定者は、令和5年度から令和9年度までに、約1,000人が減少することが予想される。	県内の中学校の生徒数（1～3学年）は、平成29年度から令和4年度までの5年間で、男子2,486名（約14.3%）、女子2,393名（約14.5%）、合計4,879名（約14.4%）の減少となっており、本県においても少子化が進んでいる状況となっている。 また、令和4年度の小・中学校の各学年の児童生徒数を基に令和5年度以降の中学校の生徒数を試算すると、次表のとおり令和4年度から令和9年度までの5年間で、更に男子1,327名（約8.9%）、女子1,378名（約9.7%）、合計2,705名（約9.3%）減少すると予想される。
修正理由	パブリック・コメントでの御意見等を踏まえ、記載内容を修正	

